

答申第 744 号

令和 2 年 2 月 26 日

神奈川県公安委員会
委員長 草壁 悟朗 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 14 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 2）（諮問第 786 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、保護カード、移送における警察官の臨場要請について（依頼）及び特定通報仮登録依頼書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、保護カード（以下「甲文書」という。）、移送における警察官の臨場要請について（依頼）（以下「乙文書」という。）及び特定通報仮登録依頼書（以下「丙文書」といい、甲文書から丙文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 甲文書及び丙文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 甲文書に記載された要保護者の生年月日及び電話番号（以下「本件要保護者情報」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の要保護者の申立内容（以下「本件申立内容」という。）については、同号本文に加えて、公開することにより、保護事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 乙文書に記載された移送する対象者の生年月日（以下「本件対象者情報」という。）及び「動向」欄（以下「本件動向情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とした。

エ 丙文書に記載された特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）に係る特定通報（以下「本件特定通報」という。）の仮登録者の年齢及び携帯電話番号（以下「本件年齢等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、「詳細」欄に記載された事案概要（以下「本件詳細状況」という。）については、公開することにより、特定通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同号柱書を理由に、また、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあることと認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に、丙文書に添付された提出資料（以下「本件資料」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第1号本文を理由に非公開とした。なお、本件資料については、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあることと認めることに相当の理由があるとして同条第6号の理由を追加した。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理

由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

イ 本件要保護者情報

本件要保護者情報は、本件被疑者の生年月日及び電話番号であり、その氏名、住所の一部、年齢等が公表されていること、また、特定事件の重大性を鑑みれば、少なくとも「電話番号」の一部（うち市外局番、携帯電話であれば070などの上3桁）及び「生年」の部分は、条例第5条第1号本文に該当せず、公開情報として取り扱われるべきである。また、本件要保護者情報のうち「月日」の部分についても、これを公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、同号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

ウ 本件申立内容

本件申立内容は、本件被疑者との面談時の発言であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

エ 本件対象者情報

本件対象者情報は、本件被疑者の年齢が公表されていること、また、特定事件の重大性に鑑みれば、少なくとも「生年」の部分は、条例第5条第1号本文に該当せず、公開情報として取り扱われるべきである。また、本件対象者情報のうち「月日」の部分についても、これを公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、同号本文に該当しない。たとえ、同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

オ 本件動向情報

本件動向情報は、本件被疑者との面談時の発言であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件被疑者を措置診察した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「精神保健福祉法」という。）第 18 条に規定する精神保健指定医（以下「精神保健指定医」という。）の氏名は、精神保健福祉法で措置入院を必要とするか否かの判定は公務員として行うものとされていること、条例の目的に鑑みても、非公開事由に該当せず、条例第 5 条第 1 号ただし書に該当する。

本件被疑者の病名は、相模原市が重大事件に関するものであるとして公表し報道もされており、精神保健指定医による診断は明らかに職務遂行情報であるから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

カ 本件資料

本件資料は、特定事件に関する情報であって、本件被疑者に関する情報でもある。特定施設職員が職務として通報した以上、職務遂行情報として公になる情報であり、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、イ及びウに該当し、特定事件の性質からしても、同号ただし書エに該当する。

また、実施機関が本件被疑者が特定事件を引き起こした動機等を裏付ける内容と説明する情報は、精神保健福祉法で措置入院を必要とするか否かの判定は公務員として行うものとされていること、条例の目的に鑑みても、非公開事由に該当せず、条例第 5 条第 1 号ただし書に該当する。

よって、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

(2) 条例第 5 条第 4 号柱書該当性について

ア 本件申立内容

本件申立内容は、本件被疑者との面談時の発言であることをもって一律に非公開とすべきではない。保護業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。本件被疑者

の言動の一部は公にされており、本件被疑者が要保護時に発言した内容であるというだけでは、条例第5条第4号柱書に該当しない。

模倣犯であればむしろ要保護者を装うことはしない。無言でいるなどしても保護されたり、強制入院されたりするものであるから、保護業務に支障はない。

イ 本件対象者情報

本件対象者情報は、精神保健福祉法の措置業務の判断と関連を有しないため、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 本件動向情報

本件動向情報は、本件被疑者との面談時の発言であることをもって一律に非公開とすべきではない。保護業務の適正な遂行に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

対抗措置を講じることも措置症状とされているため、強制入院を回避することは不可能である。

エ 本件警電番号

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

オ 本件詳細状況

本件詳細状況であることをもって一律に非公開とすべきではない。通報の仮登録業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件詳細状況は、特定事件の性質から、特定事件が如何なる事件かを基礎付ける情報であり、かつ、障害者の権利擁護に資する情報として公開することになっているため、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件詳細状況

当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の公訴の維持等に重大な支障を来すおそれがある部分を非公開とし

た上で、部分公開すべきである。

本件詳細状況は、特定事件の性質から、特定事件が如何なる事件かを基礎付ける情報であり、かつ、障害者の権利擁護に資する情報として公開することになっているため、条例第5条第6号に該当しない。

また、当該情報であることをもって直ちに特定事件の公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

イ 本件資料

実施機関が本件被疑者が特定事件を引き起こした動機等を裏付ける内容と説明する情報は、精神保健福祉法で措置入院を必要とするか否かの判定は公務員として行うものとされていること、条例の目的に鑑みても、非公開事由に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされたすべての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 本件要保護者情報

本件要保護者情報は、本件被疑者の生年月日及び電話番号が記載されているため、本件被疑者の生年月日及び電話番号が特定されることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(ウ) 本件申立内容

本件申立内容は、特定警察署が要保護者と面談した際に、要保護者が発言した内容が記載されている。要保護者は、本件被疑者のことであり、本件被疑者の発言内容は、本件被疑者に関する情報であり、本件被疑者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(エ) 本件対象者情報

本件対象者情報は、本件被疑者の生年月日が記載されているため、本件被疑者の生年月日が特定されることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(オ) 本件動向情報

本件動向情報には、特定病院の担当医師の氏名及び対象者の病名が記載されている。

担当医師の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、対象者は本件被疑者のことであることから、本件被疑者の病名は、本件被疑者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(カ) 本件年齢等

本件年齢等は、本件特定通報の仮登録者の年齢及び電話番号が特定されることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(キ) 本件資料

本件資料は、本件特定通報に係る仮登録者が当該仮登録の理由等を明らかにするために特定警察署に提出した資料である。よって、仮登録者に関する情報であって、公開することにより、仮登録者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエに該当する情報は公開すると規定しているが、前記アの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

(ア) 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、かかる情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(イ) 本件動向情報に係る特定病院の担当医師の氏名

本件動向情報のうち、特定病院の当該担当医師は、精神保健指定医であるが、その氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報ではない。また、厚生労働省のホームページでは医師及び歯科医師免許の資格を持つ者の氏名、性別及び登録年を掲載して公にしているが、精神保健指定医の指定の有無等は掲載されていない。

よって、当該担当医師の氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、若しくは慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質から、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかであるため、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 本件要保護者情報、本件申立内容、本件対象者情報及び本件動向情報に係る本件被疑者の情報（以下「本件被疑者情報」と総称する。）並びに本件年齢等及び本件資料に係る仮登録者の情報（以下「本件仮登録者情報」と総称する。）

本件被疑者情報及び本件仮登録者情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る情報、又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件申立内容

本件申立内容は、特定警察署が要保護者と面談した際に、要保護者たる本件被疑者が発言した内容が記載されている。要保護者の発言内容を含む要保護者の言動は、保護の要件の判断基準となる重要事項である。これら要保護者の発言内容が公開されれば、今後、要保護者が警察官に対して、何も発言しなくなることが予想され、保護の要件に該当するかどうかの判断を誤ってしまう可能性が生じることや要保護者を装った模倣犯による保護事案の発生も懸念されることから、要保護者の生命、身体等の保護を行うべき保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 本件対象者情報及び本件動向情報

本件対象者情報及び本件動向情報は、本件被疑者の生年月日、特定病院の担当医師の氏名及び本件被疑者の病名が記載されているほか、精神保健福祉法に基づき、本件被疑者が緊急入院に至った過程における措置状況及び判断内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、担当

医師が要保護者の緊急入院の必要性を判断した措置の内容が明らかとなり、要保護者らによって緊急入院を回避するための対抗措置をとることが懸念され、要保護者の生命、身体等の保護を行うべき保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 本件警電番号

丙文書の「連絡先（警電）」欄に記載された本件警電番号は、生活安全部当直及び特定警察署生活安全課防犯少年係の内線番号が記載されている。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 本件詳細状況

本件詳細状況は、仮登録者が特定通報仮登録を依頼するため、目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容であり、特定通報を緊急に仮登録する必要があると判断した重要事項である。これら詳細状況が公開されれば、今後、登録を希望する者が事実を誇張したり、被害者を装った模倣犯が緊急に登録をさせようとすることが予想され、本来、真に仮登録の必要な通報者であるか否かの判断を誤ってしまう可能性が生じる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件詳細状況

本件詳細状況は、仮登録者が特定通報仮登録を依頼するため、目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容である。

本件詳細状況は、本件特定通報に係る加害行為を行うおそれのある本件被疑者の特定事件を裏付ける内容が記載されているため、公開するこ

とにより、社会的反響の大きい特定事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件資料

特定通報制度とは、ストーカーやDVの被害者等で、その生命及び身体に危害が及ぶおそれがあるものの電話番号をあらかじめ登録し、その電話番号から110番通報があった場合に迅速的確な初動対応措置を執るための制度であり、特定通報の仮登録は、真に生命及び身体に危害が及ぶおそれがあり、緊急に登録が必要と認められる場合に行うもので、その対象者となる仮登録者にその理由等を疎明する資料の提出を求めている。

本件資料は、本件特定通報に係る仮登録者が当該仮登録の理由等を明らかにするために特定警察署に提出した資料であり、当該資料には、本件被疑者の特定事件を引き起こした動機等を裏付ける内容が記載されており、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号に該当するため、非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要はない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、分掌事務として、行方不明者、迷子、精神障害者等の保護、特命による人身安全関連事案等に係る関係事犯の取締り等に関する業務を所管している。本件行政文書のうち甲文書及び乙文書は、本件被疑者の保護に関して作成された文書であり、丙文書は、本件被疑者を人身安全関連事案として取り扱い、本件特定通報の仮登録を行った際に作成された文書

であり、いずれも実施機関が管理していたものである。

実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)に示す経緯により、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等、本件被疑者情報、本件動向情報に係る特定病院の担当医師の氏名及び本件仮登録者情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認

められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定もないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影に係る警察官の所属する警察署、部署等とともに記されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件被疑者情報

本件被疑者情報のうち、本件要保護者情報は、本件被疑者の生年月日及び電話番号であり、本件申立内容は、特定警察署が本件被疑者と面談した際に本件被疑者が発言した内容であり、本件対象者情報は、本件被疑者の生年月日であり、本件動向情報のうち本件被疑者の情報は、本件被疑者の病名であり、いずれも本件被疑者の氏名とともに記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イにより公開されているものの、本件被疑者情報が公になっている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、本件被疑者の生年月日及び電話番号について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、かかる情報のうち、「生年」部分及び「電話番号」の一部について、同号本文に該当しない旨主張するが、同人独自の見解に過ぎず、採用することはできない。また、本件被疑者の生年月日のうち、「月日」部分について、公開したとしても、本件被疑者の正当な利

益を害するおそれはないとして部分公開すべき旨主張するが、部分公開を規定している条例第6条第2項は、特定の個人を識別できる部分を非公開とした上で、その余の部分が個人の権利利益を害するおそれがない場合に部分公開できることを定めており、本件にあつては、既に本件被疑者の氏名が公開されている以上、「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分」を除くことを前提とする同項の適用の基礎を欠くものであると言わざるを得ない。

また、本件被疑者の病名について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり主張するが、公務員の職務として行った精神保健指定医による診察結果の病名までもが当該個人が公務員等である場合における職務の遂行に関する情報には該当するものではない。

よって、この点に関する審査請求人の主張も採用することはできない。

ウ 本件動向情報に係る特定病院の担当医師の氏名

特定病院の担当医師の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

なお、精神保健指定医の医師の氏名について、審査請求人は、前記3(1)オのとおり主張するが、特定病院の当該担当医師は、確かに精神保健指定医であるが、その氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報ではなく、厚生労働省のホームページにおいて医師及び歯科医師免許の資格を持つ者の氏名、性別及び登録年を掲載して公にしているが、精神保健指定医の指定の有無等は掲載されていないと認められる。

したがって、当該担当医師の氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、若しくは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質から、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

エ 本件仮登録者情報

本件仮登録者情報のうち、本件年齢等は、本件特定通報の仮登録者の年齢及び電話番号であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

本件資料は、本件特定通報に係る仮登録者が当該仮登録の理由等を明らかにするために特定警察署に提出した資料であると認められる。よって、仮登録者の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件仮登録者情報は、法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、若しくは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当せず、かかる情報の内容及び性質から、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、本件資料について、審査請求人は、前記3(1)カのとおり主張するが、特定施設職員による通報であるからと言って、本件資料が当該個人が公務員等である場合における職務の遂行に関する情報には該当するものではないことから、かかる主張を採用することはできない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件申立内容、本件対象者情報、本件動向情報、本件警電番号及び本件詳細状況の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件申立内容

本件申立内容は、特定警察署が要保護者と面談した際に、要保護者たる本件被疑者が発言した内容が記載されている。要保護者の発言内容を含む要保護者の言動は、保護の要件の判断基準となる重要事項であることが認められる。これら要保護者の発言内容が公開されれば、今後、要保護者が警察官に対して何も発言しなくなることが予想され、保護の要件に該当するか否かの判断を誤ってしまう可能性が生じることや要保護者を装った模倣犯による保護事案の発生も懸念されることから、要保護者の生命、身体等の保護を行うべき保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件申立内容は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

イ 本件対象者情報

本件対象者情報について、実施機関は、前記4(2)イのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)イのとおり、同条第1号本文に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

ウ 本件動向情報

本件動向情報は、特定病院の担当医師の氏名及び本件被疑者の病名のほか、精神保健福祉法に基づき、本件被疑者が緊急入院に至った過程における措置状況及び判断内容が記載されている。かかる情報が公開されれば、担当医師が要保護者の緊急入院の必要性を判断した措置の内容が明らかとなり、要保護者らによって緊急入院を回避するための対抗措置をとることが懸念され、要保護者の生命、身体等の保護を行うべき保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件動向情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

エ 本件警電番号

本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)エのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

オ 本件詳細状況

本件詳細状況は、仮登録者が特定通報仮登録を依頼するため、目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容であり、特定通報を緊急に仮登録する必要があると判断した重要事項であることが認められる。これら詳細状況が公開されれば、今後、登録を希望する者が事実を誇張したり、被害者を装った模倣犯が緊急に登録をさせようとしたりすることが予想され、真に仮登録の必要な通報者であるか否かの判断を誤ってしまう可能性が生じるものと認められる。

よって、本件詳細状況は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件詳細状況及び本件資料の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 実施機関は、ストーカーやDVの被害者等で、その生命及び身体に危害が及ぶおそれがあるものから110番通報があった場合に、迅速的確な初動対応措置を執るために事前に対象となるものの電話番号を登録する制度を設けており、真に生命及び身体に危害が及ぶおそれがあり、緊急に登録が必要と認められる場合に、特定通報の仮登録を行っているものと認められ、その際、仮登録者にその理由等を疎明する資料の提出を求めていることが認められる。

イ 本件特定通報についてみると、特定警察署が仮登録者から事案の概要を聴取した上、本件資料によりその必要性を詳細に確認して仮登録を行ったものと認められる。

ウ 本件詳細状況は、その際に特定警察署が仮登録者から目撃状況等を詳細に聴取した内容であり、本件特定通報に係る加害行為を行うおそれのある本件被疑者の特定事件を引き起こした動機等を裏付ける内容が記載されており、本件資料は、仮登録者が当該仮登録の理由等を明らかにするために特定警察署に提出した資料であり、当該資料には、本件被疑者の特定事件を引き起こした動機等を裏付ける内容が記載されており、いずれも公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件詳細状況及び本件資料は、これを公開することにより、特定事件における捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当

該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件非公開情報を公開したとしても、そのような社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めるのは、困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報は、条例第7条を適用してまで公開する公益上の必要があるとは認められず、実施機関が、同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことに裁量の逸脱はない。

(6) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議

する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 14 日	○ 諮問
令和元年 10 月 18 日 (第 193 回部会)	○ 審議
11 月 25 日 (第 194 回部会)	○ 審議
12 月 19 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
12 月 25 日 (第 195 回部会)	○ 審議
令和 2 年 1 月 8 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
1 月 27 日 (第 196 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 院 准 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 内 か お る	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和2年2月26日現在) (五十音順)